

神戸市水道局施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務 仕様書

1. 案件名称

神戸市水道局施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務

2. 業務目的

本業務は、令和 9 年度以降の事業化に向けて、神戸市水道局（以下「発注者」という。）が所管する水道施設における太陽光発電設備等の導入可能性を調査し、導入候補施設、導入方式及び導入優先順位を整理することを目的とする。

発注者は、2030 年度までに再生可能エネルギー導入量（設備の定格出力ベース）を 2019 年度実績の 2 倍に当たる 1,200kW 以上とする目標を掲げており、本業務は当該目標の達成に向けた導入計画の基礎資料を作成するものである。

調査にあたっては、オンサイト自家消費を基本に、設置余地、電力需要、施工条件、維持管理性、事業採算性等を総合的に評価するものとする。

また、水質、防水、荷重、維持管理動線、施設運転、責任分界等、水道施設特有の制約を踏まえ、令和 9 年度以降の PPA 事業者公募、予算要求、既存設備更新等に活用できる導入計画案を作成するものとする。

なお、本業務は、個別施設の詳細設計又は工事実施を目的とするものではない。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

なお、令和 9 年度以降の事業化検討及び予算要求等に活用するため、受注者は、発注者と協議のうえ、業務途中において中間成果を提出すること。

4. 調査対象施設

- (1) 対象施設は、別紙 5「対象施設一覧表」のとおりとする。

なお、別紙 5「対象施設一覧表」は、守秘義務対象資料とし、秘密保持誓約書を提出した者に対して、別途提供する。詳細は、「神戸市水道局施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務 実施要領書」を参照すること。

- (2) 対象施設には、次の施設を含むものとする。

なお、対象施設の詳細資料は、契約締結後、発注者が受注者に貸与又は提示するものとする。

区分	対象施設
浄水関連	浄水場、取水・導水施設
ポンプ場関連	送水ポンプ場
配水関連	配水場
管理施設	庁舎、事務所
既存設備関連	既設太陽光発電設備設置施設
その他	その他発注者が指定する水道関連施設

- (3) 受注者は、公募時に提供する対象施設一覧表及び契約締結後に発注者が貸与又は提示する資料に基づき、対象施設全体について一次評価を実施し、その結果を踏まえ、発注者と協議のうえ詳細検討を行う施設を選定すること。
- (4) 物理的に設置が困難であることが明らかな施設についても、単に除外してはならない。この場合、受注者は、導入困難と判断した理由を整理すること。

5. 業務内容

- (1) 受注者は、本業務の目的を踏まえ、以下の業務を実施すること。
- (2) 本業務は、一次評価、詳細検討及び導入計画案作成の3段階により実施する。

段階	目的	対象	調査深度	主な成果
一次評価	詳細検討対象施設を絞り込む	対象施設全体	広く・浅く	詳細検討対象施設案
詳細検討	事業化可能性を評価する	選定施設	狭く・深く	施設別評価、導入方式案
導入計画案作成	令和9年度以降の事業化に向けた順序を整理する	導入候補施設	総合整理	導入候補施設、導入方式、導入優先順位

- (3) 受注者は、対象施設全体を同一の深度で詳細調査するのではなく、一次評価により候補施設を絞り込んだうえで、詳細検討対象施設について事業化可能性を評価すること。

5.1. 業務計画の作成

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 業務計画書には、少なくとも次の事項を記載すること。

項目	記載内容
業務実施方針	業務全体の考え方、重点事項
業務工程	全体工程、中間報告時期、成果物提出時期
実施体制	責任者、担当者、協力者、役割分担
調査手法	一次評価、詳細検討、導入計画案作成の方法
現地調査計画	対象施設、調査内容、安全管理
打合せ計画	打合せ時期、協議内容
成果物作成方針	報告書、一覧表、個票等の構成
照査方法	数値、前提条件、計算過程の確認方法
情報管理方法	貸与資料、電力データ、図面等の管理方法
安全管理方針	現地調査時の安全対策

- (3) 本業務では、全施設を同一の深度で詳細調査するのではなく、一次評価により候補施設を絞り込んだうえで詳細検討を行う段階的な進め方を基本とする。

5.2. 基礎情報の収集・整理

- (1) 受注者は、契約締結後、発注者が貸与又は提示する資料及び受注者が必要と判断する外部資料を収集し、本業務の前提条件を整理すること。
- (2) 公募時に発注者が提供する資料は、対象施設一覧表を基本とする。その他の資料は、契約締結後、発注者が受注者に貸与又は提示するものとする。
- (3) 契約締結後に発注者が貸与又は提示する資料は、次を想定する。ただし、古い配水場、ポンプ場、庁舎その他の施設については、構造計算書、構造図その他の資料が存在しない場合がある。

資料区分	主な資料
施設情報	施設配置図、敷地図、建築図面、屋根伏図、構造図、構造計算書等
電力情報	電力使用量、電力契約情報、30分デマンドデータ
電気設備情報	受変電設備資料、単線結線図、電気室・盤配置に関する資料
既存設備情報	既設太陽光発電設備の容量、設置年、発電実績、点検記録
その他	発注者が必要と認める資料

- (4) 受注者は、施設ごとの用途、施設類型、受電方式、契約電力、電力使用状況、設置候

補場所、既設太陽光発電設備の有無、施設運用上の制約等を整理すること。

- (5) 30分デマンドデータは、契約締結後に発注者が貸与又は提示する資料の一つとする。
ただし、施設によっては提供がない場合がある。

5.3. 導入条件、先行事例及び事業環境の整理

- (1) 受注者は、太陽光発電設備等の導入可能性及び事業化判断に必要な導入条件、先行事例、法制度、補助制度及び事業環境を整理すること。
- (2) 整理にあたっては、一般的な市場調査を目的とするのではなく、本業務における概算費用、導入方式、事業採算性、補助制度活用及び事業化スケジュールの検討に必要な範囲に限定すること。
- (3) 整理対象は、次を基本とする。

分類	整理内容
設備・機器	太陽光発電モジュール、パワーコンディショナ（以下「PCS」という。）、架台、蓄電池等の概算単価、調達動向、更新費用
導入方式	自己所有、オンサイト PPA、オフサイト PPA、リース、自己託送等の成立条件
先行事例	水道施設、上下水道施設、公共施設における導入事例
補助制度	国庫補助金、交付金、地方債、蓄電池併設時の補助制度等
法制度	電気事業法、建築基準法、水道法、廃棄物処理法、再エネ特措法、都市計画法等
電気設備・系統	系統連系、逆潮流、出力制御、計量方法、保護継電器、協議事項等
環境価値	非化石証書、環境価値の帰属、自己託送、オフサイト PPA、小売供給等
新技術	フレキシブル太陽電池、ペロブスカイト等の技術成熟度、適用可能性、実証可能性
撤去・処分	太陽光発電モジュール、PCS、架台等の撤去、リユース、リサイクル、処分費用

- (4) 新技術については、現時点での本格導入を前提とするものではない。受注者は、技術成熟度、費用、耐久性、施工性、維持管理性及び実証導入の可能性を踏まえて整理すること。

5.4. 全施設の一次評価

- (1) 受注者は、対象施設全体について一次評価を実施すること。
- (2) 一次評価は、公募時に提供する対象施設一覧表、契約締結後に発注者が貸与又は提示する資料、公開情報及び必要に応じて受注者が収集する外部資料に基づき行うこと。
- (3) 一次評価は、詳細検討対象施設を選定するためのスクリーニングであり、詳細な構造検討、発電量シミュレーション、電気設備接続検討又は事業採算性評価を求めるものではない。
- (4) 一次評価では、少なくとも次の観点を踏まえること。

評価項目	主な確認内容
施設類型	浄水場、ポンプ場、配水池、配水場、庁舎、未利用地等
概略設置余地	屋根、敷地、配水池上部、屋上、駐車場等の候補の有無
概略電力需要	契約電力、年間使用量、日中需要の概略
自家消費可能性	オンサイト自家消費の見込み
明らかな制約	水質、防水、維持管理動線、老朽化等の明らかな懸念
既存設備	既設太陽光発電設備の有無、更新検討の必要性
詳細検討の可否	詳細検討候補、将来候補、導入困難の区分

- (5) 受注者は、一次評価の結果を施設別一覧表として整理し、詳細検討対象施設案を作成すること。
- (6) 物理的に設置が困難であることが明らかな施設についても、単に除外してはならない。この場合、受注者は、導入困難と判断した理由を整理すること。

5.5. 詳細検討対象施設の選定

- (1) 受注者は、一次評価の結果を踏まえ、発注者と協議のうえ、詳細検討対象施設を選定すること。
- (2) 詳細検討対象施設は、次の観点を踏まえて選定すること。

選定観点	内容
自家消費可能性	電力需要が大きく、オンサイト自家消費が見込まれる施設
設置余地	設置候補場所があり、一定の導入効果が見込まれる施設
水道施設特性	配水池上部、覆蓋上部等、水道施設特有の設置可能性を有する施設
既存設備	既設太陽光発電設備の更新、増設、撤去等を検討すべき施設

選定観点	内容
横展開性	将来的な横展開の代表となる施設
実証可能性	新技術又は実証導入の可能性がある施設

- (3) 詳細検討対象施設は、10 施設以上を基本とする。ただし、施設状況、調査期間、発注者との協議により増減できるものとする。

5.6. 詳細検討対象施設の導入可能性評価

- (1) 本項は、詳細検討対象施設について、太陽光発電設備等の導入可否及び概略事業性を評価するものである。
- (2) 受注者は、詳細検討対象施設について、現地調査及び机上検討により、太陽光発電設備等の導入可能性を評価すること。
- (3) 現地調査では、設置候補場所、屋根・覆蓋・配水池上部等の状態、防水層の状況、人孔及び管廊入口の位置、維持管理動線、搬入経路、受変電設備又は分電設備の位置、配線ルート、停電作業の要否、施工時の制約等を確認すること。
- (4) 現地調査にあたっては、水道施設が稼働中の重要インフラであることを踏まえ、施設運転、水質管理、維持管理作業及び安全管理に支障を及ぼしてはならない。
- (5) 導入可能性評価では、次の観点を整理すること。

評価項目	整理内容
設置条件	想定設置場所、概略配置、概略設備容量
発電効果	想定発電量、自家消費率、余剰電力量
電力需要	30 分デマンドデータ又は推計値に基づく需要との整合
費用	概算事業費、維持管理費、更新費、撤去費
電力料金	電気料金削減効果、契約電力又は基本料金への影響
電気設備条件	受電方式、接続点候補、逆潮流、計量方法、停電作業の要否
環境効果	CO ₂ 削減効果、再生可能エネルギー導入量
事業性	事業採算性、投資回収、導入上の留意点
今後の課題	詳細設計又は事業化時に追加確認が必要な事項

- (6) 詳細検討対象施設については、発注者から 30 分デマンドデータの提供がある場合、受注者は、当該データを用いて発電量と電力需要の時間的な整合を確認すること。
- (7) 30 分デマンドデータの提供がない場合は、受注者は、月別使用量、施設運転状況、類似施設データその他利用可能な資料を用いて推計し、その前提条件、推計方法及び推

計に伴う留意点を明示すること。

- (8) CO₂削減効果、再生可能エネルギー導入量及び環境価値については、それぞれ区分して整理すること。非化石証書等による CO₂削減効果を整理する場合は、太陽光発電設備の導入容量とは区分して示すこと。

なお、本項の検討は詳細設計を目的とするものではない。ただし、令和9年度以降の詳細設計、PPA 事業者公募又は工事発注において追加確認が必要となる事項を整理すること。

5.7. 水道施設特有リスク及び現場実装性の整理

- (1) 本項は、詳細検討対象施設について、水道施設の運転、維持管理及び責任分界の観点から、現場実装上の留意点を整理するものである。
- (2) 受注者は、詳細検討対象施設について、太陽光発電設備等の導入に伴う水道施設特有のリスク及び現場実装性を整理すること。
- (3) 整理にあたっては、次の観点を含めること。

分類	整理内容
水質	水質への影響、異物混入防止、施工時の衛生管理
構造・防水	防水層、覆蓋、屋根、配水池上部等への影響
荷重・風圧	荷重、風圧、架台基礎、固定方法
維持管理	点検動線、人孔、管廊入口、搬入口、弁室、換気設備等への影響
地下構造物	地下構造物、埋設物、雨水排水への影響
施設運転	停電作業又は施設運転への影響
運用管理	施工後の維持管理性、立入管理
責任分界	所有形態別の責任分界、故障時・災害時・緊急時対応
撤去	撤去及び原状回復

- (4) 構造計算書、構造図その他の構造関係資料が発注者から貸与又は提示される場合は、受注者は、当該資料を踏まえて、荷重、風圧、防水層、覆蓋、屋根、配水池上部等への影響を整理すること。
- (5) 構造計算書等の提供がない施設については、受注者は、設置可否を断定してはならない。この場合、既存資料、現地確認結果、建築又は構造に関する有資格者の知見等を踏まえ、追加調査の必要性、想定されるリスク、概算費用及び事業化時の留意点を整理すること。
- (6) 構造安全性の確認に詳細な構造計算又は耐荷重調査が必要と判断される場合は、受注

者は、令和 9 年度以降の詳細設計又は追加調査において確認すべき事項として整理すること。

5.8. 導入手法の比較検討

- (1) 本項は、導入可能性評価及び現場実装性の整理結果を踏まえ、施設ごとに適用可能な導入手法を比較するものである。
- (2) 受注者は、詳細検討対象施設の導入可能性評価を踏まえ、施設ごとに適用可能な導入手法を比較検討すること。
- (3) 比較対象は、次を基本とする。

導入手法	概要
自己所有	発注者が設備を所有する方式
オンサイト PPA	施設内で第三者所有設備により発電し、当該施設で消費する方式
リース	設備をリースにより導入する方式
場所貸し	発注者が設置場所を提供する方式
余剰売電	自家消費後の余剰電力を売電する方式
オフサイト PPA	離れた発電場所から需要施設へ供給する方式
自己託送	自己又は密接関係者の発電電力を別施設へ送る方式
小売供給等	小売電気事業者を介した供給又は環境価値活用
蓄電池併設	蓄電池と組み合わせる方式
その他	受注者が有効と考える手法

- (4) 検討にあたっては、オンサイト自家消費を基本とする。受注者は、発電した電気を当該施設内で有効に活用できるかを確認し、自家消費率、余剰電力量、電気料金削減効果及び事業採算性を整理すること。
- (5) 配水場等のように設置余地はあるが電力需要が小さい施設については、受注者は、余剰電力又は環境価値の活用可能性を整理すること。
なお、オフサイト PPA、自己託送、小売電気事業者を介した供給等については、託送料、需給管理、インバランスリスク、契約調整等が発生する場合がある。受注者は、採算性及び制度面の制約を踏まえて慎重に評価すること。
- (6) 受注者は、第三者所有方式を検討する場合、設備の所有者、維持管理責任、立入範囲、緊急時対応、撤去及び原状回復、契約終了時の取扱い等の責任分界を整理すること。

5.9. 蓄電池、補助制度、新技術及び既存設備更新の検討

- (1) 受注者は、蓄電池、補助制度、新技術及び既設太陽光発電設備の更新等について、導入可能性及び留意点を整理すること。
- (2) 蓄電池については、余剰電力の活用、ピーク対策、非常時利用、レジリエンス向上等の観点から必要性を確認すること。ただし、導入を前提として検討してはならない。受注者は、対象負荷、費用、維持管理性、更新費用、補助制度の活用可能性を踏まえて評価すること。
- (3) 補助制度については、自己所有、PPA、リース、蓄電池併設等の方式ごとに活用可能性を整理すること。
- (4) 新技術については、フレキシブル太陽電池、ペロブスカイト等を含め、適用可能性、費用、耐久性、施工性、維持管理性、撤去時の影響及び実証導入の可能性を整理すること。
- (5) 既設太陽光発電設備が設置されている施設については、設備の現況、発電実績、経過年数、点検状況、劣化状況等を整理し、継続利用、部分更新、全面更新、増設、撤去等の方向性を検討すること。
- (6) 撤去又は更新を検討する場合は、太陽光発電モジュール、架台、PCS 等の適正処分、リユース、リサイクル及び費用負担の考え方を整理すること。

5.10. 自由提案

- (1) 受注者は、本業務の目的を達成するうえで有効と考えられる事項について、自由提案を行うことができる。
- (2) 自由提案は、太陽光発電設備等の導入可能性向上、事業採算性の改善、環境価値の有効活用、維持管理負担の軽減、レジリエンス向上、既存設備の有効活用、将来的な脱炭素化に資するものとする。
- (3) 想定される自由提案の例は、次のとおりである。ただし、自由提案は本業務の主目的である太陽光発電設備等の導入可能性調査を補完するものとし、主たる業務内容を代替するものではない。

分類	自由提案例
環境価値活用	自己託送、オフサイト PPA、小売電気事業者を介した環境価値活用
レジリエンス	蓄電池、公用 EV 等との連携
新技術	フレキシブル太陽電池、ペロブスカイト等
PR 性	市民への PR 性を考慮した導入方法
他施策連携	小水力発電、省エネルギー施策との連携
横展開	施設類型ごとの横展開方策

5.11. 導入優先度及び導入計画案の作成

- (1) 受注者は、これまでの検討結果を踏まえ、施設ごとの導入優先度を整理し、導入計画案を作成すること。
- (2) 導入優先度は、次の観点を総合的に評価して整理すること。

評価観点	主な内容
導入効果	導入可能容量、発電量、自家消費率
経済性	電気料金削減効果、事業採算性、補助制度活用可能性
環境性	CO ₂ 削減効果、2030 年度目標への寄与
現場実装性	施工リスク、維持管理性、事業化の容易性
展開性	横展開可能性、新技術又は実証可能性

- (3) 導入計画案では、少なくとも次を整理すること。

- ・ 令和 9 年度以降に早期事業化を検討する施設
- ・ 2030 年度までに導入を目指す施設
- ・ 2030 年度以降に横展開を検討する施設
- ・ 既存設備の更新、増設、撤去を優先する施設
- ・ 新技術又は実証導入の候補施設
- ・ 導入困難又は当面見送りとする施設

5.12. 事業化に向けた発注方式及びスケジュール整備

- (1) 受注者は、導入計画案に基づき、令和 9 年度以降の事業化に向けた発注方式及びスケ

ジュールを整理すること。

- (2) 整理にあたっては、次の観点を含めること。

分類	整理内容
発注方式	PPA 事業者公募、自己所有、リース方式、既存設備更新
予算・財源	予算要求、補助金申請、地方債等
電力協議	系統連系協議、電力会社又は一般送配電事業者との協議
施工条件	停電作業、施設運転への影響、長納期機器の有無
課題整理	事業化に向けた残課題、追加調査事項

6. 成果物

- (1) 提出成果物

受注者は、次の成果物を提出すること。

成果物	提出型式	部数
業務報告書	黒表紙白文字製本（二穴パイプ式）	1 部
業務報告書電子データ	PDF 形式	1 式
業務報告書オリジナルデータ	Word、Excel、PowerPoint 等、編集可能な形式	1 式
概要版電子データ	PowerPoint 及び PDF 形式を基本とする	1 式
打合せ議事録	Word 又は PDF 形式等の電子データ	1 式
その他発注者が指示する資料	発注者と協議して定める形式	1 式

- (2) 業務報告書に含める内容

業務報告書には、少なくとも次の内容を含めること。

項目	内容
業務概要	業務目的、対象施設、業務工程、実施体制
基礎情報整理	対象施設、電力使用状況、既存設備、貸与資料の整理
導入条件等の整理	導入方式、先行事例、補助制度、法制度、事業環境
全施設一次評価	施設類型、概略設置余地、概略需要、詳細検討対象施設案
詳細検討結果	発電量、自家消費率、余剰電力量、概算費用、事業採算性
水道施設特有リスク	水質、防水、荷重、維持管理動線、施設運転、責任分界等
電気設備接続条件	受電方式、接続点候補、逆潮流、計量方法、系統連系上の留意点
導入手法比較	自己所有、オンサイト PPA、リース、自己託送等の比較
蓄電池・補助制度・新技術	必要性、活用可能性、留意点
既存設備更新等	既設太陽光発電設備の更新、増設、撤去等の方向性
導入優先度	施設ごとの導入優先度、評価理由
導入計画案	導入候補施設、導入方式、導入順序
事業化方針	令和 9 年度以降の発注方式、スケジュール、残課題
参考資料	算定根拠、施設別個票、使用データ、打合せ記録等

(3) 概要版

- (ア) 受注者は、業務報告書の内容を基に、事業関係者説明に活用できる概要版を作成すること。
- (イ) 概要版は、業務の目的、調査結果、導入候補施設、導入方式、導入優先度、令和 9 年度以降の事業化方針が簡潔に把握できる内容とすること。
- (ウ) 概要版は電子データのみ提出するものとする。紙媒体での提出は求めない。

(4) 電子データ

- (ア) 受注者は、業務報告書、概要版、議事録及びその他成果物について、電子データを提出すること。
- (イ) 電子データは、PDF 形式に加え、発注者が内容を確認及び編集できるオリジナルデータを提出すること。
- (ウ) オリジナルデータは、Word、Excel、PowerPoint その他発注者と協議して定める

形式とすること。

(エ) 特に、発電量、自家消費率、余剰電力量、概算事業費、電気料金削減効果、CO₂排出量削減効果、投資回収年数等の算定に用いた Excel データについては、計算式、前提条件、参照元及び推計方法が確認できる形式とすること。

(オ) 30 分デマンドデータの提供がない施設について推計を行った場合は、推計に用いた資料、推計方法、前提条件及び推計結果の留意点を整理すること。

(5) PDF ファイル作成上の留意事項

(ア) PDF ファイルを作成する際は、可能な限りオリジナルデータから直接 PDF ファイルを作成すること。

(イ) パソコンで作成したデータを紙で出力したものをスキャニングして PDF ファイルを作成すると、データ容量が増大し、文字検索性及び判読性が低下する傾向があるため、原則として行わないこと。ただし、押印済み書類、紙資料しか存在しない資料その他オリジナルデータから直接 PDF 化できない資料については、この限りでない。

7. 打合せ協議

(1) 受注者は、業務の円滑な遂行のため、発注者と十分に協議しながら業務を進めること。

(2) 打合せは、次を基本とする。

区分	主な内容
初回打合せ	業務計画、資料確認、工程確認
中間打合せ	一次評価結果、詳細検討対象施設案
現地調査結果打合せ	現地調査結果、施工条件、リスク整理
導入計画案打合せ	導入優先度、事業化方針
最終打合せ	成果物確認、最終報告

(3) 必要に応じて、対面又は Web 会議により随時協議できるものとする。

(4) 受注者は、打合せ後、速やかに議事録案を作成し、電子データにより発注者へ提出すること。

(5) 受注者は、発注者の確認を受けた後、確定版の議事録を電子データにより提出すること。

(6) 議事録の提出形式は、Word 形式又は PDF 形式を基本とし、発注者と協議して定めるものとする。

8. 関係者協議への支援

- (1) 受注者は、発注者が庁内関係部署、施設管理者、電気事業者、一般送配電事業者、その他関係者と協議を行う場合、必要に応じて技術的助言、資料作成又は協議同席を行うこと。
- (2) 特に、PPA、自己託送、オフサイト PPA、系統連系、補助制度活用、既存設備更新等に関する協議において、専門的知見が必要となる場合は、発注者の求めに応じて支援すること。

9. 実施体制

- (1) 受注者は、本業務を円滑かつ確実に実施できる体制を整備すること。
- (2) 受注者は、業務全体を統括する責任者を配置するとともに、太陽光発電設備、電気設備、建築又は構造、事業採算性、法制度、維持管理、既存設備更新に関する知見を有する者を必要に応じて配置すること。
- (3) 建築物、覆蓋、配水池上部等への設置可能性を評価する必要があるため、受注者は、建築又は構造に関する有資格者又は同等の知見を有する者が関与する体制とすること。

10. 照査

- (1) 受注者は、検討結果について、妥当性、整合性及び再現性の観点から照査を行うこと。
- (2) 特に、設置可能容量、発電量、自家消費率、余剰電力量、概算事業費、電気料金削減効果、CO₂削減量、投資回収年数、導入優先度の算定については、前提条件、計算過程及び推計方法を明確にし、発注者が確認できるよう整理すること。

11. 現地調査時の留意事項

- (1) 現地調査は、稼働中の水道施設内で実施するため、受注者は発注者の指示に従い、安全確保、施設運転への配慮、情報管理を徹底すること。
- (2) 受注者は、施設への入退場にあたり、事前に発注者の承認を得ること。
また、本業務に関係のない施設、設備又は区域に立ち入ってはならない。
- (3) 受注者は、現地調査中に発注者職員による点検、維持管理、工事その他の業務が行われている場合、その妨げとならないよう十分配慮すること。
- (4) 受注者は、現地調査終了後、必要に応じて整理清掃及び現状復旧を行うこと。

12. 情報管理及び守秘義務

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 受注者は、施設図面、受変電設備情報、運転情報、電力使用データ、セキュリティに関する情報その他発注者が提供する資料について、厳格に管理すること。
- (3) 受注者は、発注者の承諾なく、発注者が提供する資料又は本業務により知り得た情報を第三者に開示、提供、複写又は転用してはならない。

13. 著作権等

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権、所有権その他の権利の取扱いは、発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、成果物に第三者の著作権、特許権、商標権その他の権利を侵害する内容が含まれないよう確認すること。

14. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。